

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第49号



それ、詐欺かも？
「お金あげます！」などの不審なメールに注意

どうして？

アドバイス

- ◆「おめでとうございます。十億円が当選しました。」
- ◆「キャンペーンに当選したので賞品を送ります。」
- ◆「お受け取り希望の方は登録料として三千元をお支払いください。」
- ◆「商品を送るので送料を負担してください。」
- ◆「遺産を受取ってください。」
- ◆「義援金を渡します。」
- ◆「話し相手になってくれたらお礼を差し上げます。」
- ◆「節税のためにお金を受け取ってください。」

このようなメールの目的は、登録料や保証料などの名目でお金をだましとることです。相手方に連絡や返信し、一度でも支払うと、次から次へとさまざまな理由をつけて払うよう請求されます。

何の理由もなく突然大金がもたらえることや、応募していないのに懸賞に当選することはありません。不審なメールは無視し、相手方には絶対に連絡しないようにしましょう。

●登録料や保証料などの名目でプリペイドカードや電子ギフトカードを購入するよう指示され、「番号を教えてください」という手口は詐欺ですので、注意が必要です。

●相手方に言われるままにお金を支払ったり、個人情報、クレジット情報、口座情報などを絶対に教えたりしてはいけません。

●次々にメールが来る場合、メールアドレスの変更を検討しましょう。

●お金を支払ってしまおうと取り戻すことは極めて困難です。見知らぬ人からの「うまい話」は決して信用せず、不審なメールを受信した際は、消費生活センターや警察に相談してください。



相談事例紹介 悪質な訪問買取に注意！

今月の相談

ある訪問買取業者から「不用品を買取ります」と電話があり、処分したいものがあつたので来てもらった。担当者は用意していた古着はほとんど見ずに「貴金属はないか」としつこく聞き、何度断ってもなかなか帰らなかつた。対処法は？

このご相談のように、買取を承諾していない物品を売るようにしつこく迫られた場合、きっぱりお断りすることが大切です。また、居座られたり恐怖を感じたりしたら、すぐに警察や消費生活センターに連絡してください。

訪問買取は法律によってルールが定められています。例えば、訪問買取業者は勧誘前に氏名や勧誘の目的、物品の種類をはっきり消費者に伝えなくてはなりませんし、予約なしの訪問やしつこい勧誘も禁止されています。また、消費者に物品の種類や価格、連絡先等を記載した契約書面を渡さなくてはなりません。買い取ってもらう場合は、これらを守っている事業者が確認し、契約書面は必ずもらい、内容をよく確認しましょう。

なお、訪問買取の契約は、書面交付から8日間以内なら無条件に契約解除ができる「クーリング・オフ制度」が適用されます。この間は売った物品を引き渡さないこともできますので、冷静になってよく考えましょう。不安を感じた時は、消費生活センターにご相談ください。



☎幕別町消費生活センター(☎55-5800)

地区	相談受付	場 所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター
	午前9時～午後4時 (札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	

見守り 新鮮情報

事例1 突然自宅を訪問してきた業者から、「**新型コロナウイルス**流行拡大の影響で金の相場が上がることは**間違いない**。すぐに**金を買う権利**を申し込んだほうがいい」と**勧誘**された。(80歳代 男性)

新型コロナウイルス 正確な情報をもとに 冷静な対応を

事例2 業者から「**新型コロナ**ウイルスの感染を防ぐために、**行政からの委託**で**消毒**に回っている」と電話があった。翌日も同じ業者から電話があり「**新型コロナ**ウイルス感染防止の資料を**持参**したい」と言われた。(80歳代 女性)



ひとこと助言



- 新型コロナウイルスに便乗した消費者トラブルの相談が寄せられています。
- 行政から委託されたという業者などからの怪しい電話や訪問、心当たりのない送信元からの怪しいメール・SMSなど、怪しい・おかしいと思うものには反応しないようにしましょう。
- 少しでもおかしいと感じた場合や、トラブルに遭った場合は、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。
- 今後、新たな手口が現れる可能性があります。国民生活センターでは新型コロナウイルスに関連した情報発信を行っています(「国民生活センター コロナ」等で検索)。根拠のないうわさなどに混乱せずに、正確な情報に基づいて冷静に対応することが大切です。